

新型コロナ関連給付

注目
4

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯へ10万円を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう現金給付を行います。**対象世帯**（下記で解説）は**申請が必要**です。ご自身が対象となるか不明な場合は、福祉課へご相談ください。なお、広報きたもと2月号でお知らせした「非課税世帯給付金」と重複して受給はできません。

対象世帯

基準日（令和3年12月10日）時点で北本市に住民登録があり、以下の①②とも満たす世帯

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の家計が急変した世帯**
※申請書にて、新型コロナウイルス感染症による家計急変であることを誓約していただきます。
- ② **世帯員全員の収入が住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下**

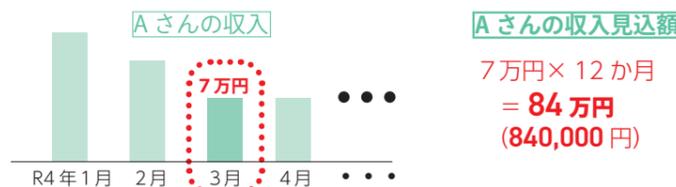
「収入が住民税非課税水準に相当する額以下かどうか」はどのように判定するの？

世帯全員のそれぞれの**1年間の収入見込額（または所得見込額）**が**非課税収入（所得）限度額**（右下表参照）以下であるかどうかで判定します。

1年間の収入見込額…令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12をかけた額
1年間の所得見込額…収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額

Aさん（民間企業勤務・単身）の場合

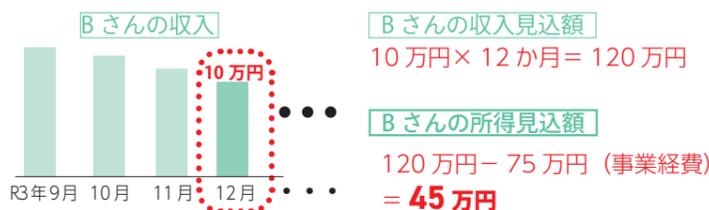
- ▶ Aさんの勤務する旅行会社が、新型コロナの外出自粛の影響により、業績が悪化。令和4年3月の給与収入が7万円だった。この月を「任意の1か月の収入」として選択した。
- ▶ この7万円に12をかけた金額84万円が、Aさんの令和4年の収入見込額となる。
- ▶ **Aさんの収入見込額84万円 < 単身の非課税収入限度額93万円**のため、Aさんは住民税非課税水準相当以下と判定される。



扶養人数	非課税収入限度額 (年額)
0人 (単身)	930,000円
1人	1,378,000円
2人	1,683,999円
3人	2,099,999円
4人	2,499,999円

Bさん（個人事業主・扶養1人）の場合

- ▶ Bさんは飲食店を営んでいるが、緊急事態宣言で営業できず、令和3年12月の事業収入が10万円だった。これを「任意の1か月の収入」とした。
- ▶ この10万円に12をかけた金額120万円が、Bさんの令和3年の収入見込額となる。また、Bさんの令和3年における事業経費は75万円だった。
- ▶ 120万円（収入見込額）から75万円（事業経費）を差し引いた金額45万円が、Bさんの所得見込額となる。
- ▶ **Bさんの所得見込額45万円 < 扶養人数1人の非課税所得限度額82.8万円**のため、Bさんは住民税非課税水準相当以下と判定される。



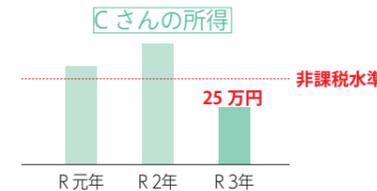
扶養人数	非課税所得限度額 (年額)
0人 (単身)	380,000円
1人	828,000円
2人	1,108,000円
3人	1,388,000円
4人	1,668,000円

★不動産収入や年金収入があれば、それらも合算する必要があります

福祉課地域共生担当 (☎ 590-2900)
※個人情報保護のため、電話でお答えできない場合もあります。

Cさん（フリーランス・単身）の場合

- ▶ Cさんは、令和3年10月に新型コロナウイルス感染症に罹患し、令和3年中の収入が激減した。
- ▶ 今年の2月に令和3年中収入に関する確定申告を行い、年間所得が25万円であることが確定した。
- ▶ **Cさんの令和3年の所得25万円 < 単身の非課税所得限度額38万円**のため、住民税非課税水準相当以下と判定される。



収入と所得

「収入」とは、会社からもらっていた給与や、パートやアルバイトで得た給与、店舗の売上げ、年金等を言います。所得とは、「収入」から「必要経費」を引いて残った額です。例として「品物を買って得た金額」が「収入」で、「仕入の代金」などの必要経費を、収入から引いた額が「所得」です。非課税限度額は「収入」と「所得」それぞれに設定されていますが、本給付金ではどちらも判定基準にすることができます。

支給額 10万円 / 1世帯あたり

申請方法

原則として、世帯主が期間内に下記の書類を福祉課へご提出ください。

期間 3月7日(月)～9月30日(金)

申請書類

市ホームページに掲載しているほか、福祉課・社会福祉協議会窓口で用紙を配付しているもの

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- 簡易な収入（所得）見込額の申立書

申請者でご用意いただくもの

- 申請・請求者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し）
- 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票の写し
- 給付金の振込みを希望する申請・請求者名義の口座確認書類（キャッシュカード、通帳の写し等）
- 任意の1か月の収入状況を確認できる書類の写しまたは令和3年収入の見込額が確認できる書類の写し
※任意の1か月の収入・・・給与明細等
※令和3年中の収入の見込額・・・源泉徴収票、確定申告書等
- （令和3年1月1日以降、複数回転居した人のみ）戸籍の附表の写し

ご自身が対象となるか不明な人や申請に不安がある人は、これらの書類を持参して福祉課へご相談ください。

提出方法

- 郵送
下記まで郵送してください。
〒364-8633 北本市本町 1-111
北本市役所福祉課地域共生担当 宛
- 窓口へ直接提出
場所 市役所福祉課窓口
時間 平日 9:00～17:00

6ページの「よくあるご質問」もご覧ください